MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2023年8月号 (第210号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特 集
◆ 日本の牙城を狙う中国半導体の国産化
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部 コンサルタント 清水昂星 ···············1
■経済
◆ 雇用情勢の悪化による中国のデフレ懸念
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 丸山健太 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
■ 人民元レポート
◆ 下半期は景気、為替相場の「安定」を重視
三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦 ···············7
■ スペシャリストの目
◆ 税務会計:中国における外国籍従業員の動向について
KPMG 中国
華中地区日系企業サービス 税務パートナー 徐潔 ···············11
◆ 法務:中国税関への自主開示制度の動向と企業の注意点
金杜法律事務所
パートナー弁護士 中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇・・・・・・・・・・・15
◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザリー事業部 シニアアドバイザー 池上隆介19
■ 主要経済指標
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク





日本の牙城を狙う中国半導体の国産化

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部 コンサルタント 清水昂星

1. 半導体産業に対する中国政府の本気度と現実のギャップ

現代の「産業のコメ」と呼ばれる半導体は、技術覇権争いの筆頭に上がるほど、各国・地域が力 を入れている産業である。特に近年は、米国のエンティティ・リスト(米国商務省産業安全保障局 (BIS) が発行するリスト。国家安全保障または外交政策の利益に反する活動に関与している、また はその可能性がある事業体を識別するもの)を発端に、中国の半導体産業に対する締め付けが強ま っている。一方で、中国は以前から半導体を重点産業として定めており、2015年に公表された「中 国製造 2025」を受け、半導体の国産化率を 2020 年に 49%、2030 年に 75%とする初期目標を掲げ た。中国政府は「国家集積回路産業投資基金(CICF)」などを通じて多額の補助金を投入し、国を挙 げて半導体産業の育成を進めた。ところが 2019 年時点の国産化率は、2020 年目標の半分にも到達 せず、思惑通りに進展しているとは言い難い(図表1)。経済安全保障を合言葉に、米国を中心とし た西側諸国が、中国に対する半導体技術移転の制約をかける今、中国は次なる一手を打ち始めてい る。



【図表1 中国の半導体国産化率】

2. 日本の牙城を揺るがす中国の国産化政策

中国政府が近年重視している政策の最大の特徴は、「半導体サプライチェーンの川上への参入」で あると考える。ここでいう川上とは、半導体チップを製造する際に必要な素材や素材製造装置産業 を指す。中国の半導体国産化が進まないボトルネックは、この素材や素材製造装置の大半を、米国 や欧州、日本を含む外資系企業に依存していることである。この技術的優位性を軸に、米国政府は 輸出管理規制を強化することで、中国に先端半導体技術、および素材製造装置が手に入らないよう に仕掛けている。そこで中国政府は、補助金や税制優遇など複数の支援政策を打ち出し、「半導体川 上産業」の外資系企業の誘致を加速させている。

2022 年 2 月、日本メディアを通じて、中国政府による「半導体越境産業サービス工作委員会」の



設立計画が報道された。設立目的として、国内・国外の半導体産業の連携強化を謳う一方、中国国産のサプライチェーン構築のため、外資系企業の半導体先端技術の獲得が狙いと予測された。同時に、地方政府による研究開発拠点や工場誘致のため、資金提供を含めた支援を充実させる意向が報道された。特筆すべき点は、半導体素材や製造装置メーカーの誘致も含まれることである。実際、2021年10月に北京で開催された「半導体越境産業サービス交流会」は、上述した半導体越境産業サービス工作委員会に類する動きと思われるが、日系素材メーカー等も招待されている。中国メディアの報道によれば、あくまで半導体産業サプライチェーンの国際化と協同を推進することが目的とされているものの、中国単独での産業育成が困難な中で、川上産業を含めた外資系企業の取り込みを図る動きであるとの見方が一般的である。

少々時期は遡るが、2020年8月、国務院は半導体産業に対する税制優遇策を公表した。従来、半導体チップそのものを対象とした支援は数多く存在しているが、特筆すべき点は「チップの設計、装置、素材、パッケージング、テスト企業とソフトウエア企業」を含む関連企業まで対象としていることである(図表 2)。対象企業の内資・外資の制約については明言されておらず、国外からの技術獲得も含めた支援策と受け止められる。

企業所得税の優遇策 回路線幅が28ナノメートル以下、かつ経営期間が15 黒字化後10年間の企業所得税を免除 年以上である半導体チップ生産企業とプロジェクト 回路線幅が65ナノメートル以下、かつ経営期間が15 黒字化後5年間の企業所得税を免除し、その後の 年以上である半導体チップ生産企業とプロジェクト 5年間は法定税率の25%から半減 回路線幅が130ナノメートル以下、かつ経営期間が10 黒字化後2年間の企業所得税を免除し、その後の 年以上である半導体チップ生産企業とプロジェクト 3年間は法定税率の25%から半減 半導体チップの設計、装置、素材、パッケージング、 黒字化後2年間の企業所得税を免除し、その後の テスト企業とソフトウエア企業 3年間は法定税率の25%から半減 重点半導体チップ設計企業とソフトウエア企業 黒字化後5年間の企業所得税を免除し、その後は 税率10%で企業所得税を徴収

【図表2 半導体産業に対する税制優遇策の対象とその概要】

(出所) 日本貿易振興機構 (JETRO) ビジネス短信を基に筆者作成

半導体製造装置を対象にした、興味深い支援策もある。2020年1月、国務院は「重大技術設備輸入税収政策管理弁法」を公表した。これは2007年から続く、中国政府の設備国産化に関する税優遇規則であり、国内設備メーカーが重要部品・原材料を輸入する場合に、輸入関税や増値税を免除する内容である。その対象設備品目には、医療機器や工作機械などに加えて、半導体製造装置が多数含まれている(図表3)。明らかに中国国内にメーカーを誘致する目的があり、素材・装置を含めた半導体サプライチェーンの国産化を企図している動きと捉えられる。

【図表3 「重大技術設備輸入税収政策管理弁法」の対象品目名の例】

対象品目名の例				
■酸化炉	■フロントエンド銅配線メッキ装置			
■ 高密度プラズマエッチング装置	■化学機械研磨機			
■ 薄膜成膜装置	■高度パッケージメッキ装置			
■ 糊現像器	■ ウェーハ自動欠陥検出装置			
■ ラピッドサーマルアニール装置	■ イオン注入器			
■湿式洗浄機	■ 集積回路自動テスト・選別装置			

(出所)「重大技術設備輸入税収政策管理弁法」を基に筆者作成



3. 日系企業・政府に問われる対応

前章までは中国政府の支援策に焦点を当ててきたが、企業の動きにも言及したい。2022 年 11 月、英国政府は、中国企業傘下のオランダ半導体メーカーNexperia による、英国内の半導体製造工場「ニューポート・ウエハー・ファブ」買収を撤回する命令を公表した。Nexperia は同社資本の 86%を追加取得し、100%を所有していた。ところが英国政府は、買収を「経済安保上の重大リスク」と捉え、資本追加取得分の売却を命じた。西側諸国が、中国資本を含む企業による買収を阻止した事例であるが、同様の事例は 2016 年にも報道されている。当時は中国の Grand Chip Investment が、ドイツの半導体製造装置メーカーAixtron の米国子会社を買収する際に、米国政府が待ったをかけた。

このように、中国は、政府による国産化支援策、企業による買収を通じた技術獲得を虎視眈々と狙っている。先の事例にある通り、時には政府が表立って自国産業技術の流出を防ぐことも必要である。特に日系企業は、半導体素材や素材製造装置の分野で世界的に高いシェアを有しており、中国にとっては喉から手が出るほど欲しい技術・企業が多数存在する。「半導体越境産業サービス工作委員会」の事例のように、補助金や税制優遇策などを掲げて、外資系企業を中国国内に誘致する動きは今後も継続するとみられる。米国が主導する米中デカップリングの方針に日本も追従する一方で、15兆円前後ともいわれる中国半導体市場を、手放す訳にはいかないというジレンマに直面している。

つまり、日本を含む西側諸国は、中国を産業から完全に切り離す「デカップリング」から、併存しながらもリスクヘッジする「デリスキング」を念頭に置くことが求められる。企業目線では、中国企業の排斥も辞さない重要技術と、協働の道を優先する汎用技術の棲み分けが重要となる。具体的には、中国に置く生産工場や研究開発拠点と、日本や東南アジア諸国連合(ASEAN)各国など第三国に置く拠点の検討、サプライチェーンの再編などが選択肢として挙げられる。中国と上手く付き合いながらも、死守すべき重要技術は堅持するスタンスをとることが、日本企業と政府にとって喫緊の課題であるといえよう。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 グローバルコンサルティング部

コンサルタント 清水昂星

E-mail: kosei.shimizu@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp





雇用情勢の悪化による中国のデフレ懸念

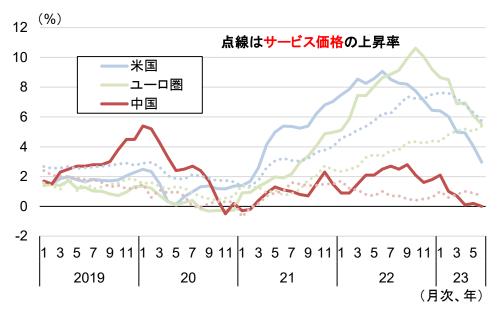
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 研究員 丸山健太

1. 世界的な高インフレの中、中国では低インフレが鮮明

2021年以降、多くの先進国・地域で、コロナ禍からの需要回復とサプライチェーン混乱による供給停滞を背景に物価が大きく上昇する中、中国の消費者物価指数 (CPI) の上昇率は低水準で推移している (図表 1 の各実線)。足元の動きをみると、消費者物価は、米国が 2023 年 6 月に前年比+3.0%、ユーロ圏は同+5.5%と、7~10%の高い伸びが続いた 2022 年後半から低下したものの、依然として高水準が続く。一方、中国は同横ばいと、2023 年に入り低インフレの傾向が一段と強まった。

中国の低インフレにはいくつかの要因がある。まず、需要回復の鈍さが物価を押し下げた。2022 年末のゼロコロナ政策撤廃後、景気は持ち直したものの、そのペースは鈍い。景気動向を敏感に反映する購買担当者景気指数 (PMI) の動きをみると、特に製造業の回復が遅れており、2023 年 4~6 月には、前月から景気が後退していることを示す結果となった。

また、原油などの国際商品市況の下落や、豚肉など食品の価格低下、販売促進活動の過熱による自動車の値下げなども中国の物価を押し下げている。



【図表 1 主要国・地域の CPI 上昇率の推移(前年比)】

(出所) U.S. Bureau of Labor Statistics、Eurostat、中国国家統計局より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成



2. サービス価格の伸び悩みが低インフレの大きな要因

これらに加えて、最も重要な要因がサービス価格の伸び悩みである。図表1の各点線は、各国・ 地域のサービス価格(前年比)の推移であるが、欧米で高い伸びが続く中、中国の低迷が目立つ。

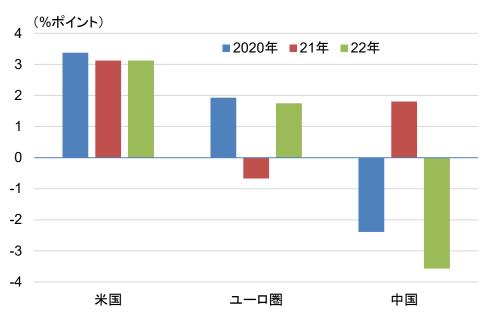
中国のサービス価格が低迷している背景には、雇用・所得情勢の悪化がある。サービス業の事業活動では労働力が中心的な役割を果たしており、コストや売上高に占める人件費の割合が高い。サービス業の売上高人件費比率について、中国は統計の制約があるため、参考までに日本の同比率をみると、2022 年度は29.5%と高く、非サービス業(14.3%)の2倍だった(財務省「法人企業統計調査」)。このため、サービス業を営む企業にとって重要なコストである賃金の上昇が緩やかであれば、サービス価格の上昇圧力も小さくなる。

欧米では、コロナ禍での外国人労働者の減少や早期退職者の増加などで人手不足が深刻化する中、 労働需給が逼迫しており、米国、ユーロ圏とも完全失業率は過去と比べ低水準で推移している。そ のため、企業は人手確保に向けて賃金を引き上げる必要に迫られている。

一方、中国では、2022 年末まで約3年にわたり、厳しい行動制限を伴うゼロコロナ政策が実施されたことにより、企業の経済活動が停滞し、労働需要は弱い。都市部調査失業率は、コロナ禍が始まった2020年以降、高水準で推移している。特に16~24歳の若年層の失業率は、足元2023年4~6月に、3カ月連続で20%を超えて過去最悪を更新するなど、雇用情勢の悪化が顕著であり、賃金は上昇しにくい状況が続いている。

実際、コロナ禍での米欧中の賃金上昇率について、図表2では賃金上昇率のコロナ禍前(2015~2019年の5年平均)からの乖離幅を示しているが、米国は、人手不足を背景にコロナ禍でも一貫して過去の平均から上振れた。また、ユーロ圏も、2021年こそ前年の高い伸びの反動でやや下振れたものの、2020年、2022年ともに上振れた。一方、中国では、感染拡大への懸念が一時後退した2021年には上振れたが、直近2022年は3%ポイント以上も下振れた。

【図表 2 主要国・地域における賃金上昇率のコロナ禍前(2015~2019 年平均)からの乖離幅】



- (注) 米国は全産業、民間、生産及び非管理職労働者の週当たり賃金。 ユーロ圏は稼働日調整済み賃金給与指数より。 中国は一定規模以上の企業が対象。
- (出所) U.S. Bureau of Labor Statistics、Eurostat、中国国家統計局より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成



3. 強まるデフレ懸念

雇用・所得情勢の悪化はしばらく続くとみられ、中国の低インフレ局面は今後も続く可能性が高い。まず、雇用・所得情勢の悪化を背景に、サービス価格の伸びは低水準で推移するだろう。中国では例年6~7月が大学卒業シーズンだが、2023年は過去最多を更新する1,158万人が卒業する見込みである。今後、大卒者が労働市場に順次参入することで、若年層を中心に失業率は一段の悪化が懸念される。さらに、ゼロコロナ政策撤廃後の景気持ち直しの遅れなどを背景に、2023年1~5月の工業企業の利益が前年比-18.8%と大きく減少するなど、企業収益は悪化しており、企業の雇用吸収力は弱い。

また、雇用の悪化による所得の伸びの鈍化や、人々の先行き不安の高まりが個人消費を抑制し、景気持ち直しを遅らせ、物価を押し下げることも懸念される。

足元で物価上昇率は前年割れこそ回避しているが、物価押し下げ圧力が一段と強まれば、物価が下落に転じ、中国経済はデフレに陥る可能性もある。

中国政府は、景気の持ち直しが鈍化したことをきっかけに、2023 年4月以降、電気自動車をはじめとした新エネルギー車の車両取得税の減免措置拡充といった消費喚起策や、大卒者を雇用するなど、一定の条件を満たした企業への補助金支給といった雇用安定化策を強化する方針を示した。2023年6月には、政策金利である最優遇貸出金利(LPR)の1年物を10カ月ぶりに引き下げるなど、これまで人民元安や資金流出を懸念して控えていた金融緩和も実施した。これらの景気下支え策によって、中国がデフレを回避できるかどうかが注目される。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp





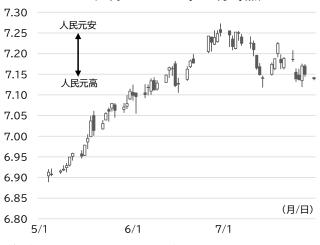
下半期は景気、為替相場の「安定」を重視

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦

7月のレビュー

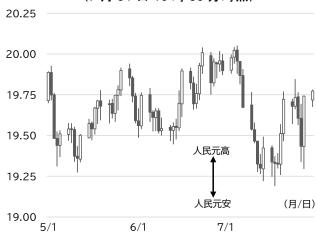
中国人民元(以下、「人民元」)の対ドル相場は7.24 台で寄り付いた。その後、5 日には、民間調査版におけるサービス業 PMI の悪化により7.25 台まで下落した。ただ、6 日以降も基準値が人民元高方向に設定され続けたことで、同水準を超える人民元安は抑制された。その後、12 日の米消費者物価指数 (CPI) などが市場予想を下回ったことから、ドル安人民元高が進行。14 日には6月16日以来の高値7.1180まで上昇した。もっとも、17 日には、第2 四半期実質 GDP 成長率や、6 月主要経済指標が軒並み市場予想を下回ったことで7.17 台に反落すると、19 日には7.22 台まで下値を伸ばした。中国人民銀行(以下、「人民銀」)は20日、取引基準値を前日終値に対して1%以上の人民元高水準に設定するとともに、国内企業の海外資金調達に関する規制を緩和するなどの人民元安抑制策に乗り出した。24 日夕刻には、下半期に景気対策が打ち出されると報道されたことで、25 日には7.13 台まで上昇した。27 日にはドル高により7.17 台に反落したが、7 月の製造業 PMI が市場予想を若干上回ったことで、本稿執筆時点では7.14 台まで回復して推移する(第1図)。対円相場は19.9 台で寄り付いた後、景気減速を背景に人民元安が進んだが、20 日の通貨安抑制策を受けて反転上昇。28 日の日銀金融政策決定会合を挟んで一時19.2 台まで下落したが、その後は人民元高に転じ、本稿執筆時点では19.7 台で推移する(第2図)。

第1図: 人民元対ドル相場 (7月31日10時30分時点)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ 作成

第2図:人民元対円相場(7月31日10時30分時点)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ 作成



景気回復の速度は、市場予想比で緩慢

第2四半期実質 GDP 成長率は前年比+6.3%と、ロイター集計の市場予想(同+7.3%)を下回った。また、6月の主要経済指標は、小売売上高が前年比+3.1%、固定資本投資が同+3.8%と、前月から伸び率が鈍化。不動産投資は前年比▲7.9%と下落幅が拡大した。さらに、主要 70 都市の新築不動産販売価格は前月と比較して 38 都市で下落し、悪化が続く。雇用や所得の悪化に加え、「不動産市況は当面厳しい状況が続く」という、消費者のセンチメント悪化が背景にある模様だ。実際、足もとでは家計貯蓄の伸びが急速に鈍化している。これは、不動産の売却価格が今後下落し続け、保有不動産の売却益で借入金を返済できなくなることを恐れた購入者が、家計貯蓄を取り崩して既存の借入の繰り上げ返済を行っていることが背景にあるようだ(第3図)。

政府は「5.0%前後」の成長率達成を目指す方針か

7月24日に開催された共産党の会議では、下半期の経済対策の方針が決定された。目下の課題は内需減速であるとして、「カウンターシクリカル調節を強化する」「積極的な財政政策と緩和的な金融政策を継続する」といった、景気刺激の強化を謳う文言が盛り込まれた。家計消費の増加を図る減税や、インフラ投資向け債券の発行を加速させる構えだ。一方、同時に、不動産バブルや中小金融機関の破綻、地方政府の債務拡大を重大リスクと位置づけ、これらを抑制する必要性も強調した。なりふり構わず GDP 成長率を追求するのではなく、景気回復とリスク抑制とのバランスを取りながら、3月の全人代で示した「5.0%前後」の成長率を目指すことが、当局の基本方針であるようだ。

人民銀による追加利下げの可能性が台頭

景気減速時に刺激策を強化することを意味するカウンターシクリカル調整の実行が明記されたことで、人民銀が追加利下げに踏み切る可能性が高まったと考えられる。6月に10bpの小幅利下げに踏み切った後、7月は据え置きとしている(第4図)。だが、7月の主要経済指標で一段の景気悪化が示された場合、8月20日の諸政策金利の月次見直しに際して、再び利下げを決定する可能性があるとみておきたい。7月のFOMCでFRBが利上げ局面の終わりに近づいていることが確認されたことで、利下げに伴う副作用(=人民元安の加速)よりも、景気下支え効果の方が大きいと判断しやすい状況になってきていると考えられる。

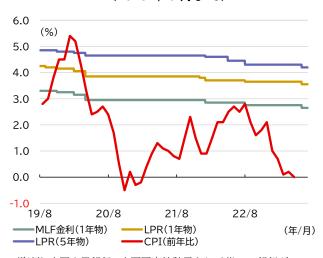
第3図:家計貯蓄と不動産購入額の伸び (前年比)



(注) 図中のシャドー部分は武漢市と上海市のロックダウン期間 を示している

(資料) 中国人民銀行、中国国家統計局より三菱 UFJ 銀行グロー バルマーケットリサーチ作成

第4図:諸政策金利と消費者物価指数(2023年6月まで)



(資料) 中国人民銀行、中国国家統計局より三菱 UFJ 銀行グロー バルマーケットリサーチ作成



中国の収支は予想以上に堅調

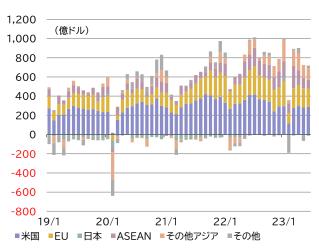
足もとでは対内証券投資の流入が加速している。24日の景気対策公表を受けて急速に株式が購入され、7月28日までの株式投資は188億元の流入超となった。また、6月の債券投資は370億元の流入と、2ヵ月連続で流入超となっている(第5図)。6月の人民銀による利下げによって、景気回復期待が高まったことが背景にあるようだが、7月末に下半期の景気対策が決定されたことで、外国人投資家にとって中国向け投資の魅力が高まり、資金流入が持続することが期待される。また、予想以上に景気が底堅く推移する米国に向けた輸出が堅調であることに加え、内需の鈍化を背景に輸入が減少しており、貿易収支は600億ドル規模の黒字を維持している(第6図)。8月の夏季休暇シーズンには、中国人の海外旅行が増加することで旅行収支の「悪化」が予想されるものの、家計のバランスシート悪化などを受けて、手軽な国内旅行の人気が高まっており、海外旅行は例年より伸びが抑えられる可能性がある。よって、経常収支は比較的堅調に推移しそうだ。

第5図:外国人投資家の中国債券投資(2023年6月まで)



(資料) ChinaBond、上海清算所より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図:国別貿易収支(2023年6月まで)



(資料) 中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケット リサーチ作成

来月の見通し: 当局は人民元安抑制の構えを継続へ

8月は例年、河北省北戴河での共産党の会議が予定されている。7月末の重要会議の前後には、人民銀が日次の基準値設定や、マクロプルーデンス調整係数 ¹ の修正を通じて、通貨安抑制の姿勢を強めていたことを踏まえると、引き続き通貨当局は人民元相場が極端に上下しないように注意を払い続けるとみられる。当局の安定化重視の方針に加えて、目先は、24日の会議で決定された、補助金給付や減税、インフラ投資の進捗など景気対策の具体化が材料とされて、緩やかな人民元高地合いになるとみておきたい。

¹ 国外からの資金調達限度(外債枠)を計算する際に用いる係数を指す。計算式は、純資産×レバレッジ比率(2.0)×マクロプルーデンス調整係数。マクロプルーデンス調整係数が1.0 ならば、外債枠は当該企業の純資産の2倍になる。人民銀と国家外貨管理局は7月20日に同係数を1.25から1.50に引き上げると決定。本決定によって企業は純資産の2.0×1.5=3.0倍の海外借入が可能になり、結果、海外からの資金流入増加が期待される。この場合、為替相場に関しては、人民元高要因となり易い。



予想レンジ

	23 年 8 月~9 月	10 月~12 月	24年1月~3月	4月~6月
USD/CNY	6.950~7.350	6.700~7.200	6.600~7.100	6.500~7.000
CNY/JPY	19.2~20.4	19.3~20.5	19.3~20.5	19.3~20.5

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023年7月31日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp



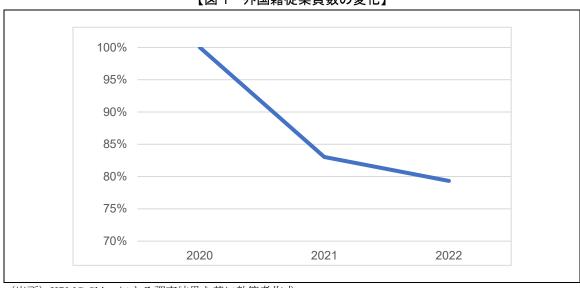


税務会計:中国における外国籍従業員の動向について

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス 税務パートナー 徐潔(Xu Jie)

2022 年末の中国政府による、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和に伴い、中国はポストコロナ時代を迎えた。2023 年、世界経済の低迷を背景に、中国政府は積極的に規制を緩和し、外資の誘致を行っている。このような状況の下、各企業は外国籍従業員数の動向に注目し、グローバル人材の誘致や管理方法を検討している。

KPMG China は、コロナ対策期間中において、数百社を対象にした外国籍従業員数の動向に関する調査を実施した。対象企業は中国北部、中部、南部に広く分布しており、金融サービス、インフラ投資・融資、工業製造業、ヘルスケア、科学技術・メディア・通信、消費品などの業種に関連している。

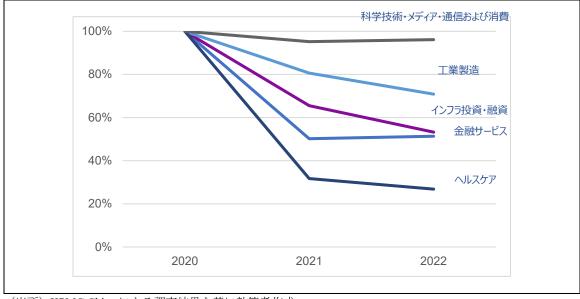


【図1 外国籍従業員数の変化】

(出所) KPMG China による調査結果を基に執筆者作成

上記の統計によると、2020 年から 2022 年の 3 年間において、中国で勤務する外国籍従業員数は減少傾向にある。2021 年は 2020 年と比べて 17%減少し、2022 年は 2021 年と比べ、更に 5%減少した。また、業種別に見ると、工業製造企業で働く外国籍従業員数の減少傾向がより顕著である一方、金融サービス、科学技術・メディア・通信企業では、2022 年以降、外国籍従業員の受け入れを再開する傾向がみられる。この外国籍従業員数の動向は、コロナ期間中の外国人に対する入国政策の引き締めによるものであるとともに、国際的な人材移動の動向を反映している。





【図2 外国籍従業員数(業種別)の変化傾向イメージ】

(出所) KPMG China による調査結果を基に執筆者作成

グローバル人材の移動動向について、KPMG は毎年「グローバル人材の動向調査」を発表している。2022 年の調査報告書によると、下記のようになっている。

- 57%の回答者が、現地雇用の形で外国籍従業員を採用する傾向が増えていると回答
- 51%の回答者が、短期出張を目的とした国際的な人材移動が増えている傾向にあると回答
- 在宅勤務は、さまざまな業界での人材誘致を促進し、従業員の満足度を向上させる勤務スタ イルとなっている



【図3 グローバル人材の動向】

企業は、上記の傾向がもたらすチャンスと課題において、以下のような点に注目する必要がある。

- 既存の税制・財政上の優遇政策を効果的に活用することで、合理的なコストで人材を誘致し、 維持する
- 企業や従業員が税制や財政上の優遇政策を享受するため、コンプライアンス要件を十分に 理解し、申告やコンプライアンス審査を期限内に完了する



- 企業の事業目的と従業員のニーズを考慮した上で、運営コストの抑制や人材維持を、適切な 雇用形態および勤務スタイル(出向、出張、現地雇用、在宅勤務など)を利用することによ り実現する
- 派遣方法を決定する前に、ビザの申請、複数の国・地域における税務上の影響、関連するコストについて、慎重に検討を行う

近年、ますます多くの中国企業がグローバル化を進め、グローバル人材の移動も増加している。 人材移動の管理プロセスにおいて、コンプライアンスとその有効性をどのように確保するのかを、 企業は常に探り、実践している。管理面の強化については、以下の点を検討することが推奨される。

- 人材の移動に関わる国・地域のコンプライアンス要件(雇用、税金、社会保障、在留資格など)の整理
- 従業員の出向に関する方針および管理プロセスの策定と改善。具体的には、出向補助金、出 張保険、国内外における税金の手配などに係る規定の作成(出向期間中の情報収集、社内コ ミュニケーションプラットフォーム、サプライヤー(ビザ、引越し、税金など)管理プロセ スのコンプライアンス向上などを含む)
- 企業および従業員のコンプライアンスリスクと、出向制度の有効性の定期的なレビューおよび評価

既存の主な個人所得税の優遇政策

現在、中国には、以下3つの主な個人所得税の優遇政策がある。企業は、既存の個人所得税優遇 政策を最大限に活用することで、個人の税務関連コストや雇用コストを抑制し、グローバル人材を 誘致・維持することが可能となる。

- 外国籍従業員の免税補助政策
- 上場企業のインセンティブストックオプションに対する個人所得税優遇政策
- 地域性財政補助金/個人所得税優遇政策

ただし、企業は以下のような実務上の要点と課題に留意する必要がある。

- 近年の年度確定申告において、税務当局は外国籍従業員に関する免税補助と、インセンティブストックオプションに係る個人所得税徴収に関する管理監督を強化した。優遇政策を受けるのと同時に、税務コンプライアンス要件を履行する必要がある(外国籍従業員の免税補助に関する立替精算の社内ポリシー、プロセスの改善、インセンティブストックオプションの届出を含む)
- 地域性財政補助金および個人所得税優遇政策の適用は、企業の現地における実際の経営活動、個人の勤務地、社会保険料の納付状況などの点で要求事項がある(優遇政策を確実に享受するため、企業の実際の経営状況と従業員の状況を確認し、早い段階で地域性優遇租税政策の適用の実現可能性分析を行い、適合した方法を選択・実施する)



将来に関する展望

人材の誘致と維持は、企業のみではなく、中国の発展にとっても重要である。いかに租税政策を活用し、企業の戦略ニーズと合わせ、従業員移動の有効性を向上させるには、特に以下のような点に留意して、全面的な事前計画、雇用に関する各プロセスの管理、定期的なアップグレードを行う必要がある。

- 租税優遇政策は、外国籍従業員の中国における税収コストを低減でき、企業の人材誘致や維持に役立っている。一度に支給された年間ボーナス、外国籍従業員の免税補助、および上場企業のインセンティブストックオプションに係る個人所得税優遇などの政策期限が、2023年末に差し迫っている。この点について、企業は事前に準備し、今後起こりうる政策変更に備える必要がある
- 人材移動の需要が高まっている現在、従業員の移動に関する準備を行い、適切な社内ポリシーとプロセスを整備し、従業員とのコミュニケーションや人材管理を標準化する。同時に、企業の日常業務と従業員のニーズを満たし、従業員移動の有効性を確保するため、より適切なコンプライアンスリスク管理ポリシーを整備する必要がある

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔(Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com





法務:中国税関への自主開示制度の動向と企業の注意点

金杜法律事務所(King&Wood Mallesons) パートナー弁護士 中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇(Liu Xinyu)

I はじめに

輸出入分野の税金と関連する法令違反行為(以下、「税関連法令違反行為」)の、中国税関への自主開示について、税関総署は2022年6月30日、2022年第54号公告(以下、「54号公告」)を公布して関連する規則を改正した。これにより、税関連法令違反行為を自主開示した企業を行政処罰の対象外とする範囲を拡張した。この54号公告は、税関総署が経済情勢に応じて策定した支援政策であり、企業が税関連法令違反行為について自主開示を行い、それを直ちに是正することを奨励すると同時に、経営上の困難を脱しようとする企業に、より大きな協力を提供するものである。本稿では、自主開示制度の概況、54号公告の要点、及びこれを利用する企業へのアドバイスについて論ずる。

Ⅱ 自主開示制度の概況

「自主開示」は、税関が輸出入企業の法令遵守・自律を促進するために整備した、一定の過ちを容認する管理スキームである。具体的には、税金の過小納付、納付漏れ、税関監督管理規定への違反といった問題の可能性を認識した輸出入企業が、自主的に税関連法令違反行為を税関に開示し、その処分を受け入れる行為である。税関の判断により、企業は、法定刑の範囲内での処罰軽減(中国語「从轻」)、法定刑以下への処罰軽減(中国語「减轻」)または不処罰の恩恵を享受することができ、さらに、一定の条件に適合する場合には、税関への税追納に伴い生じた滞納金の減免を申請することも可能になる。

この「自主開示」は、税関による査察及び行政処罰手続において特別に規定されたものであり、「税関査察条例(2022年改正)」(以下、「査察条例」)第26条第2項をその法的根拠とする。同項においては、輸出入貨物と直接的に関わる企業・組織が、自らの税関監督管理規定に対する違反行為を税関に自主的に報告し、税関による処分を受け入れる場合には、軽い行政処罰とし、または処罰の減軽をする旨が定められている。さらに「税関査察条例実施弁法」(税関総署令第230号。以下、「実施弁法」)第4章は、この制度が適用される主体、要件及び手続を詳細に定めている。

54 号公告は、当該制度体系の下で公布された、税徴収に影響を及ぼす税関監督管理規定への違反 行為(すなわち、税関連法令違反行為)についての特別な規則である。同公告の公布前における税 関連法令違反行為の自主開示は、税関総署が2019年10月に公布した2019年第161号公告(以下、 「161号公告」)に基づいて行われていたが、54号公告の公布に伴い、161号公告は廃止された。

Ⅲ 自主開示に関する 54 号公告の主な改正

161 号公告と比較して、54 号公告は、主に下表のような改正を行っている。



【表 161 号公告と比較した54 号公告の主な改正点】

	54 号公告	161 号公告	主な改正点 及びコメント
行政処罰 の不実施	① 税害 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	① 税実月申しがまり自 ・ は	・ 自主
企業信用 状況記録 への 不記載	自主開示を行い、かつ、税関 による行政処罰が警告また は過料 100 万元以下であっ た場合	自主開示を行い、かつ、税関 による行政処罰が警告また は過料 50万元 以下であった 場合	企業の信用等級に影響しないとする過料の額を大幅に引き上げ、行政処罰による企業の信用等級への影響を極力低減。上場申請などの信用等級が鍵となる時期にある企業にとっては特に重要。
企業管理 措置	高級認証企業が税関連法令 違反行為を自主開示した場 合、税関の調査期間は当該 企業に適用する相応の管理 措置を一時停止しない。	記載なし	高級認証企業の管理措置は 影響を受けないとする新た な規定を追加、高級認証企 業の権利・利益を十分に保 護。
税関への 報告	通関申告地、実際の輸出入 地または登録地の税関に報 告	原納税地または企業所在地 の税関に報告	税関連違反行為と関わる貨物の通関地、実際の輸出入地及び企業登録地の税関のいずれにも自主開示を行いうることを明確化。

このように、新旧の公告を比較すると、54号公告は、税関連法令違反行為につき自主開示を行った場合に不処罰とする要件をさらに緩和している。第1の要件たる「税関連法令違反行為の実行日から起算して6カ月以内における税関への自主申告」に関しては、従来の「3カ月」が「6カ月」に延長された。また、第2の要件である「6カ月以降1年以内」に税関への自主開示を行い、かつ、未納税額が100万元以下、または未納税額が100万元を超えるが要納税額の30%以下であること、という基準に関しては、161号公告の50万元以下または10%以下、という基準と比べてかなりの緩和がなされた。このような改正により、自主開示はより多くの企業が政策上の恩恵を受けることが可能となった。

しかし、このような「恩恵」の一方で、次のような制限が設けられたことに注意を要する。



- (1) 不処罰を認める自主開示の期限について、54 号公告は、遅くとも「法令違反行為の実行日から起算して1年以内」に税関への自主開示を行うことを要求するものとした。この点は、従来の161 号公告にはなかった新たな制限であり、企業においては、自主開示の適時性をさらに重視し、定期的なコンプライアンス検査を通じて法令違反のリスクを早期に把握しなければならない。これを怠ると不処罰の処理が受けられなくなる。
- (2) 同一の税関連法令違反行為について、輸出入企業・組織が再度の自主開示を行った場合には、54 号公告の関連規定を適用しないとする新たな規定が定められた。したがって、開示の不備ゆえに未解決の法令違反の問題が残されたとしても、再度の自主開示による有利な処分は受けられないこととなる。そのため、自主開示の実施にあたっては、真実性・正確性・完全性をますます徹底しなければならない。

Ⅳ 税と関連しない法令違反行為に対する自主開示の効果の有無

54 号公告と 161 号公告は、いずれも「税関連法令違反行為の自主開示への対応について定めた公告」という点で共通する。一方で、これに関しては、税とは関わらない法令違反行為、たとえば、輸出入貨物の不実申告により許可証管理や税関の統計に影響を与えたが、税の納付漏れや一部未納がなかった場合や、特定の減免税貨物に許可なく抵当権を設定して税関手続をしなかったが、税との関わりはなかった場合は「自主開示」を行いうる範囲に含まれるのか否か、という疑問も生ずる。

この点をめぐり、「実施弁法」によると、輸出入企業・組織が、税関監督管理規定に違反する行為について書面をもって自主的に税関に報告し、税関による処理を受け入れたときは、税関は、これらの企業・組織が自主開示を行ったものと認めることができる。また、輸出入企業・組織が自主開示を行ったその税関監督管理規定への違反について、税関は、軽い行政処罰、または減軽をしなければならず、違法行為が軽微で直ちに是正され、危害の結果が発生していないときは、行政処罰に処さない、とされている。この場合の「税関監督管理規定違反行為」は、税関連法令違反行為に限定されない。したがって、輸出入許可証、税関統計、検査検疫類などが関わってくる。その一方、税とは関連しない法令違反行為については、54号公告こそ適用されないものの、「実施弁法」の自主開示に関する規定の下、税関への速やかな報告と是正を行ったときは、軽い行政処罰またはその減軽をもって処分されうると解される。また、「違法行為が軽微で直ちに是正され、実害の結果が発生していない」という特別な要件をさらに充足するときは、行政処罰の不実施をもって処分されうると解される。

V 自主開示に 54 号公告が適用される期間

54 号公告の有効期間は、2022 年 7 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの 1 年半とされた。この期間において税関への自主申告がなされた税関連法令違反行為は、その行為があった日が 2022 年 7 月 1 日より前であっても、すべて同公告の適用対象となる。

他方、既に 2022 年 7 月 1 日より前に税関への自主開示を行っており、税関による処分の決定が下りていない行為については、「従旧兼従軽」(旧法の適用が原則だが、新法の適用が当事者に有利であれば新法を適用)の適用原則にしたがうことになる。つまり、54 号公告を適用したほうが企業に有利であれば、それに基づいて処分を決定しなければならない、と判断されることが考えられる。

同公告は 2023 年 12 月 31 日に期限を迎えるが、その後も税関は寛大な政策を継続するのか、それとも厳格な規制へと切り替えるのか、現時点では判然としない。いずれにしても、企業においては、税関の政策の変化に注意を払い、自社の輸出入業務の検査を怠らず、判明した問題については速やかに是正と開示を行って、恩恵のある政策を十分に活用することが望まれる。



VI 企業へのアドバイス

(1) 定期的に自主検査を行い、遅滞なく開示してリスクを解消すること

「税に関する自主開示」を行う前提は、企業が自身の税関連法令違反行為を発見できることである。企業が自社のミスを発見できなければ、どれほど有利な自主開示に対する政策上の恩恵があっても企業はこれを享受しえない。54 号公告の「税に関する自主開示」において、6 カ月と1 年という 2 つの適用の期限が設けられたことに鑑みると、企業としては、税関への輸出入申告を行った後6 カ月以内に、申告内容のうち税に関する要素(貨物の HS コード、価格、原産地など)について自主検査を行うべきである。また、公告の有効期間は 2023 年 12 月 31 日までとされており、その後の政策の方向性はまだ確定されていないため、その有効期間内に必要な自主検査をすべて行い、政策上の恩恵を十分に享受することが望まれる。

(2) 自主開示メカニズムを含む輸出入コンプライアンス体系を構築し、高級認証を取得すること

近年、税関監督管理規定において企業内部のコンプライアンスの重要性がますます強調されるようになり、「税関登録登記及び届出企業信用管理弁法」によって一般認証企業等級が廃止され、高級認証企業の優位性が強調されることとなった。54号公告でも、高級認証企業が自主開示を行った場合は、税関調査の期間中も企業管理措置は影響を受けないという規定が新たに設けられた。また、社内のコンプライアンスは高級認証の重要な基準でもある。企業においては、輸出入コンプライアンス体系を確立したうえで、自主開示をコンプライアンス上のリスク発見時の緊急対応措置とし、問題を発見したときは即時に自主開示メカニズムを起動できるようにしておくことが望まれる。さらに、積極的に高級認証の取得に努め、自主開示のメリットを十分に活用することも重要となる。

(3) 税関との有効なコミュニケーションのルートを確立すること

自主開示の実施や税関調査への対応の過程においては、案件の事実的背景や、関連法令の適用について、税関との十分なコミュニケーションを図ることが非常に重要となる。企業内に専任の通関担当者がいる場合には、関連する研修への積極的な参加をその担当者に促し、税関自主開示に関する政策規定を適時に把握する必要がある。

また、自主開示を効果的に実施するためには、企業は積極的かつ速やかに、正確な開示を税関に対して行わなければならない。より望ましい効果が得られるよう、必要に応じ、弁護士や税理士、通関代行業者などの専門家に、意見の提示や税関との交渉の代理を委託することなども考えられる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所(King&Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼東楼 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・

珠海・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・ ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・シリコンバレー





日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では6月中旬から7月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【民営企業支援策】

○「中国共産党中央委員会、国務院の民営経済の発展・成長の促進に関する意見」(2023 年 7 月 14 日発布・実施)

民営経済の発展と成長の促進に関する最高レベルの政策文書。中国の経済成長率が低下している中で、中央と地方の党・政府機関に対し、民営企業に対する支援の実行を指示したものと見られる。

- ■この文書では、主に民営企業に対する生産要素の平等使用、公平な市場競争、同等の法律保護に関して 31 項目の指針が挙げられている。主なものは以下の通り。
 - ・ 行政手続きにおける民営企業に対する参入障壁の排除。
 - ・ 事業経営権の付与における公平な競争の実施。
 - ・ 民営企業のストック資産の活用と資金回収の奨励。
 - 民営企業に対する破産更生・和解手続きの適用の強化。
 - ・ 中小民営企業の債権回収における遅延の予防・解消メカニズムの整備と、責任者に対する処罰の強化。
 - ・ 民営企業への人材流動に関する政策支援の強化。
 - 民営企業に対する財政資金の直接交付の実施。
 - ・ 民営企業の従業員による資金横領、贈収賄等の腐敗行為に対する処罰の強化。
 - ・ 中小・零細民営企業の知的財産権保護システムの改善。
 - ・ 民営企業における科学技術革新能力の向上に対する政策支援の強化。
 - ・ 民営企業代表による全国人民代表大会、中国人民政治協商会議の代表候補への推薦の規 範化。
- ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/202307/content 6893056.htm

【不動産業支援策】

○「中国人民銀行、国家金融監督管理総局による不動産市場の安定・健全な発展に対する金融支援政策の期限延長に関する通知」(2023年7月10日発布・実施)

2022 年 11 月に発表された、不動産業に対する金融支援策の実施期限を 2024 年末まで延長するもの。



- ■2022年11月発表の金融支援策の要点は、以下の通り。
 - ・ 本政策発布の日(2022年11月23日)から6カ月以内に返済期限を迎える不動産開発企業について、銀行融資、信託貸付の期限を1年間延長することを認める。
 - ・ 金融機関による健全なガバナンスを有する優良な不動産開発企業(国有企業、民営企業 を問わない)への融資を奨励する。
 - ・ 優良な不動産開発企業、短期的な資金不足に陥った不動産開発企業の社債発行を支援する。
 - ・ 国家開発銀行等の政策銀行による住宅引き渡しを保証するための特別融資、および金融 機関による関連融資を奨励する。
 - ・ 経営難に陥っている不動産開発企業に対する優良不動産開発企業による合併・買収を重 点的に支援する。
 - ・ 個人向け住宅ローンについて、地方が頭金比率やローン金利の下限を合理的に決定する ことを支援する。
- ■原文は国家金融監督管理総局の下記サイトをご参照。

http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1116792&itemId=928 2022 年 11 月発表の金融支援政策に関する通知原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/xinwen/2022-11/23/content_5728454.htm



【自由貿易地域】

○「国務院による条件付き自由貿易試験区と自由貿易港の国際的な高い基準への整合試行により制度型開放を推進するための若干の措置に関する通知」(国発 [2023] 9 号、2023 年 6 月 29 日 発布・実施)

2022年10月の中国共産党第20回全国代表大会で、「ハイレベルな対外開放の推進」という方針が決定されたが、これを受けて、一部の自由貿易試験区と海南自由貿易港でハイレベルな国際ルールに合わせた措置を試行するもの。

- ■この通知では、貨物貿易、サービス貿易、デジタル貿易、ビジネス環境、リスク防止制度の 面で33項目の措置が挙げられているが、主なものは以下の通り。()内は試行地区。
 - ・ 再製造製品の試験的輸入の実施:対象製品に対しては中古品に対する禁止・制限措置を 適用しない。ただし、新品と同等の技術的要求と再製造製品の関係規定に合致し、"再製 造製品"の文字を明示すること(上海市・広東省・天津市・福建省・北京市の各自由貿易 試験区および海南自由貿易港)。
 - ・ 国外からの一時持ち込み物品に対し、入国時に税関に担保を提供することにより、関税・ 輸入増値税等をしばらくの間、徴収しない(全ての自由貿易試験区および海南自由貿易 港)。
 - ・ 航空速達貨物について、税関の監督・管理要求に適合し、検疫手続きを終了することを条件として、税関は通常の場合、到着後6時間以内に引き渡す(同上)。
 - ・ 情報技術設備・製品を輸入する場合、関係部門は設備・製品提供者の適合声明により、中 国の電子適合性規格または技術法規に適合しているものと認める(同上)。
 - 輸入ラベルに "chateau"、"classic"、"vintage"等、記載されたワインの輸入を許可する(同上)。
 - ・ 中国資本の金融機関に新金融サービスを許可する場合、試行地区内の外国資本の金融機 関にも同種のサービスを許可する(ただし、特定の金融サービスを除く)(同上)。
 - ・ 国外の金融機関、国外金融機関の投資者、越境金融サービス提供者が、金融サービスに関係する完全な法定形式に合致する申請を行った場合、120 日以内に決定し、速やかに申請者に通知する(同上)。
 - ・ 試行地区に登記する企業、就業または生活する個人に対し、国外の金融サービスを購入 することを許可する。国外の金融サービスの具体的な種類は、金融管理部門が別に定め る。(同上)
 - ・ 試行地区内にある外商投資企業の専門人員に随行する家族に対し、専門人員と同一の滞在期限を認める(同上)。
 - ・ 一般市場向けソフトウェア (重要な情報インフラ用ソフトウェアを除く) と当該ソフトウェアを含む製品を輸入・販売・使用する場合、関係部門と人員は、企業・個人が所有するソースコードの譲渡または入手を許可の条件としない (同上)。
- ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202306/content 6889026.htm
- ○「国務院の自由貿易試験区における第7次改革試行経験の複製普及活動を適切に行うことに関する通知」(国函 [2023] 56号、2023 年7月10日発布・実施)

自由貿易試験区で試行されている、改革開放を推進するための措置の一部を全国で実施するもの。今回は2020年6月以来、3年ぶり7回目。



- ■今回、全国で実施される措置は、投資・貿易、政府管理、金融開放、産業の高度化、知的財産権保護の5分野、22項目と特定地域で実施する2項目。主な内容は、以下の通り。
 - ・ 工事建設項目の審査・許可手続きにおける省の範囲内での統一化・標準化・情報化。
 - ・ 輸出貨物の検査・検疫証明書発行における電子化:既存の「国際貿易"単一窓口"」プラットフォームに"クラウド発行"プラットフォームを開設。
 - ・電子労働契約の応用:人力資源社会保障部が、電子労働契約の受領データ・標準を公開し、 企業の電子労働契約による雇用の届け出、失業登記、社会保険手続き等を処理。
 - ・ 医薬品購買価格コントロール: 医薬品と医療用消耗品の調達入札に参加する企業と医療機 関に対する価格モニタリングを実施し、合理的な価格に誘導。
 - ・ 越境人民元による徴税: 財政・税務部門のネットワークシステムと人民元越境支払いメカニズムにより、国外の非居住者に人民元での納税方法を提供。
 - ・ 動産抵当融資:未収金・在庫・倉荷証券等の権利と動産を抵当にした融資業務を実施。
 - ・ 知的財産担保融資:金融機関が、企業の知的財産権と総合的イノベーション能力を評価 し、知的財産担保融資商品を開発して、プラットフォームへの掲載、融資手続き処理、担 保権登記代行を実施。
 - ・ 知的財産権に関する紛争の優先調停:登録商標の権利を侵害する行為(犯罪の疑いのある場合を除く)について、関係部門の立件前に、当事者間で調停の合意に達し履行された場合は立件しない等。
- ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content 6890912.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp





主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

-7. 0	W / L		202	1年			202	2年		2023年					
項目	単位	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	18.3	12.7	9.8	8.4	4.8	2.5	3.0	3.0			(1-3月) 4.5			(4-6月) 6.3
固定資産投資*	前年 同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	9.3	6.1	5.9	5.1	-	5.5	5.1	4.7	4.0	3.8
第一次産業	前年 同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5	0.5	0.3	0.1	0.1
第二次産業	前年 同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1	8.7	8.4	8.8	8.9
第三次産業	前年 同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	6.4	4.0	3.9	3.0	-	3.8	3.6	3.1	2.0	1.6
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	24.5	15.9	11.8	9.6	6.5	3.4	3.9	3.6	-	2.4	3.9	5.6	3.5	4.4
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	-	3.5	10.6	18.4	12.7	3.1
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0	0.7	0.1	0.2	0.0
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 4.6	▲ 5.4
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0	3,155.9	2,954.2	2,835.0	2,853.2
刊口不不不	前年 同月比%	49.0	38.6	33.0	29.9	15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲ 6.8	14.8	8.5	▲ 7.5	▲ 12.4
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2	2,274.0	2,052.1	2,176.9	2,147.0
+#17/ 1-1-1-1	前年 同月比%	28.0	36.0	32.6	30.1	9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲ 10.2	▲ 1.4	▲ 7.9	▲ 4.5	▲ 6.8
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9	881.9	902.1	658.1	706.2
対内直接投資	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	590.9	1,107.9	1,536.9	1,873.6	174.2	208.2	-	-	108.4	-
(実行ベース)(注)	前年 同期比%	43.8	33.9	25.2	20.2	31.7	21.8	18.9	8.0	10.0	▲ 5.5	-	-	▲ 18.5	-
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332	31,839	32,048	31,765	31,930
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6	5.3	5.2	5.2	5.2
国内自動車	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6	245.1	215.9	238.2	262.2
販売台数	前年 同月比%	75.6	25.6	8.7	3.8	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0	13.5	9.7	82.7	27.9	4.8
購買担当者指数	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1	52.6	51.9	49.2	48.8	49.0
(PMI)	非製造業	-	-	-	-	-	-	_	-	54.4	56.3	58.2	56.4	54.5	53.2

^{*:} 年初からの累計ベース。



^{**:2}月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

^{***:2}月は1-2月の累計ベース。

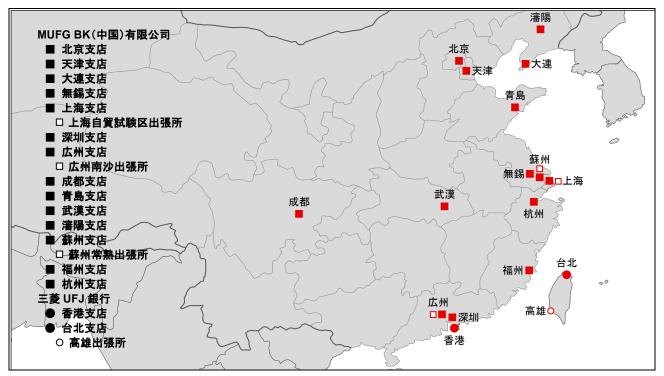
⁽注)銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。2023/4/20と 2023/7/19 の商務部発表では、ドル建て数値が開示されていなかったため、2023年 3 月分・4 月分・6 月分は未算出。

⁽出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG BK 中国月報 (2023年8月号)



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

	•	
拠 点	住 所	電話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天津 支店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海 支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開発区東南大道333号科創大厦12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
		886-2-2514-0598 886-7-332-1881



MUFG BK 中国月報 (2023年8月号)

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023 年 8 月 16 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の 一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三 者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

